

高松市選挙管理委員会告示第35号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、告示の日前に請求を受けた場合における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を郵便をもって発送する日を当該選挙期日の告示の日の前々日とする。

令和8年8月11日

高松市選挙管理委員会

委員長 井上 悟